

# 県北地域感染症対策連絡会議 (第2回実務者会議)

## 本日の内容

議題1:県北地域の感染症対策・体制について

議題2:来年度の計画(訓練、研修会等)

令和6(2024)年12月12日(木)

15:30～17:00

栃木県県北健康福祉センター

# 前回会議の振り返り

令和6(2024)年7月30日(火) 18:30~

第1回代表者会議、第1回実務者会議合同会議を開催

## 議題

- ・新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた新たな感染症対策に関する取組について
- ・継続的に検討、構築していく県北地域の感染症対策・体制について

会議結果報告書を作成し、全参集機関へ送付。  
併せて、当所HPにも掲載。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e54/system/desaki/desaki/documents/240730kaigikekkahoukokusyo.pdf>

# 継続的に検討、構築していく県北地域の感染症対策・体制

分野・領域	検討事項、内容
対策全般 地域全体の体制	<ul style="list-style-type: none"><li>県北地域感染症対策連絡会議を設置し、新興感染症発生時等には地域の方針決定および情報共有などの機能、平時には感染症対応力向上や連携の取組支援などの機能が発揮できるよう運営する</li><li>ただし、法や計画では新興感染症等の感染力・感染経路・発生規模などは具体的・詳細に想定されないため各対策をあらかじめ詳細に決定しておくのは難しいこと、状況により柔軟に対応できる対応力・体制こそ重要であることを認識しながら検討する</li><li>医療措置協定の実効性を高めるために必要な取組</li></ul>
自組織・機関での 対応力向上	<ul style="list-style-type: none"><li>高齢者施設等が、「とちぎ感染症対応力強化プロジェクト」を活用するなどして、対応力向上を図っていくことが必要</li></ul>
他組織・機関との連携	<ul style="list-style-type: none"><li>医療措置協定等により各機関の役割や対応方針の決定を支援し、情報共有や訓練等を通じ関係機関間の連携を推進する</li></ul>
入院・病床確保*	<ul style="list-style-type: none"><li>確保病床使用のための共通認識やルール</li><li>病床確保・利用に関する情報共有のあり方</li><li>重症患者の入院受入について、地域の方針や体制</li></ul>
発熱外来・検査*	<ul style="list-style-type: none"><li>発熱外来での対応の方針、ルール、対応状況の情報共有のあり方</li><li>受診に関する周知事項の内容や方法</li></ul>
自宅療養者への支援*	<ul style="list-style-type: none"><li>自宅療養者等への訪問診療体制の確保(役割分担、地区担当制等について)</li><li>療養者の相談先の確保</li></ul>
後方支援*	<ul style="list-style-type: none"><li>後方支援医療機関の活用方針、受け入れのルール</li><li>後方支援の対応状況の情報共有のあり方</li></ul>
医療人材確保・派遣*	<ul style="list-style-type: none"><li>人材派遣医療機関と入院受入医療機関の役割分担、依頼と派遣のルール</li><li>施設クラスター予防のための施設の感染症対応力強化</li></ul>

\*) 主に、栃木県感染症予防計画に定める新興感染症に関するもの

# 県北地域感染症対策連絡会議設置要領(抜粋)

## 目的

県北地域において関係機関等との連携のもと、栃木県感染症予防計画(令和6年3月改正)に定める必要な対策を検討し体制の充実及び強化を図るため、「県北地域感染症対策連絡会議」を設置する。

## 任務

### 平常時

- ・感染症の発生の予防及びまん延の防止を図る体制の整備
- ・速やかにかつ継続して必要な医療支援等を提供できる体制の整備及び確認
- ・迅速かつ適確に対応できる健康危機管理体制の整備及び確認
- ・それらに係る訓練及び研修会等の計画及び実施

### 新興感染症等の感染拡大時※

- ・迅速な感染症関連情報の共有及び連携
- ・医療措置協定に基づく医療提供体制の運用
- ・その他、感染症等健康危機管理に必要な事項に関するこ

## 組織

連絡会議は、感染症に対する地域全体の体制に係る方針決定を目的とする構成員の代表者による会議(代表者会議)と実際に感染症対策に携わる実務担当者による会議(実務者会議)により構成し、会議構成員は、別表に掲げる関係機関から参集する。

連絡会議の議長は、栃木県県北健康福祉センター所長(栃木県県北保健所長)を充てる。

※国民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症(感染症法上の新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症など)の全国的なまん延等であって、医療提供体制に重大な影響が及ぶ事態。

# 県北地域感染症対策連絡会議 参集機関

(別表)

	所属	(代表者会議)	(実務者会議)
議長	県北健康福祉センター所長（県北保健所長）	○	○
医師会	那須都市医師会	○	○
	塩谷都市医師会	○	○
	南那須医師会	○	○
医療機関	那須赤十字病院	○	○
	国際医療福祉大学病院	○	○
	菅間記念病院	○	○
	那須北病院		○
	国際医療福祉大学塩谷病院	○	○
	那須南病院	○	○
訪問看護	訪問看護ステーション協議会		○
消防本部	那須地区消防本部		○
	塩谷広域行政組合消防本部		○
	南那須地区広域行政事務組合消防本部		○
地域健康福祉センター	矢板健康福祉センター		○
	烏山健康福祉センター		○

# 県北地域感染症対策連絡会議設置要領(抜粋)

## 会議

連絡会議は、議長が、代表者会議、もしくは実務者会議、またはその両方を招集して開催する。議長は、協議する内容に応じて実務者会議の参集範囲を決定する。

関係機関からの要請があり、議長が必要と認めたときは開催することができる。

議長は事態の状況に応じ、連絡会議構成員以外の者の参加を求めることができる。

## 実務者会議の役割について

感染症対策に携わる実務担当者による会議

議長は、協議する内容に応じて実務者会議の参集範囲を決定する

## 平常時

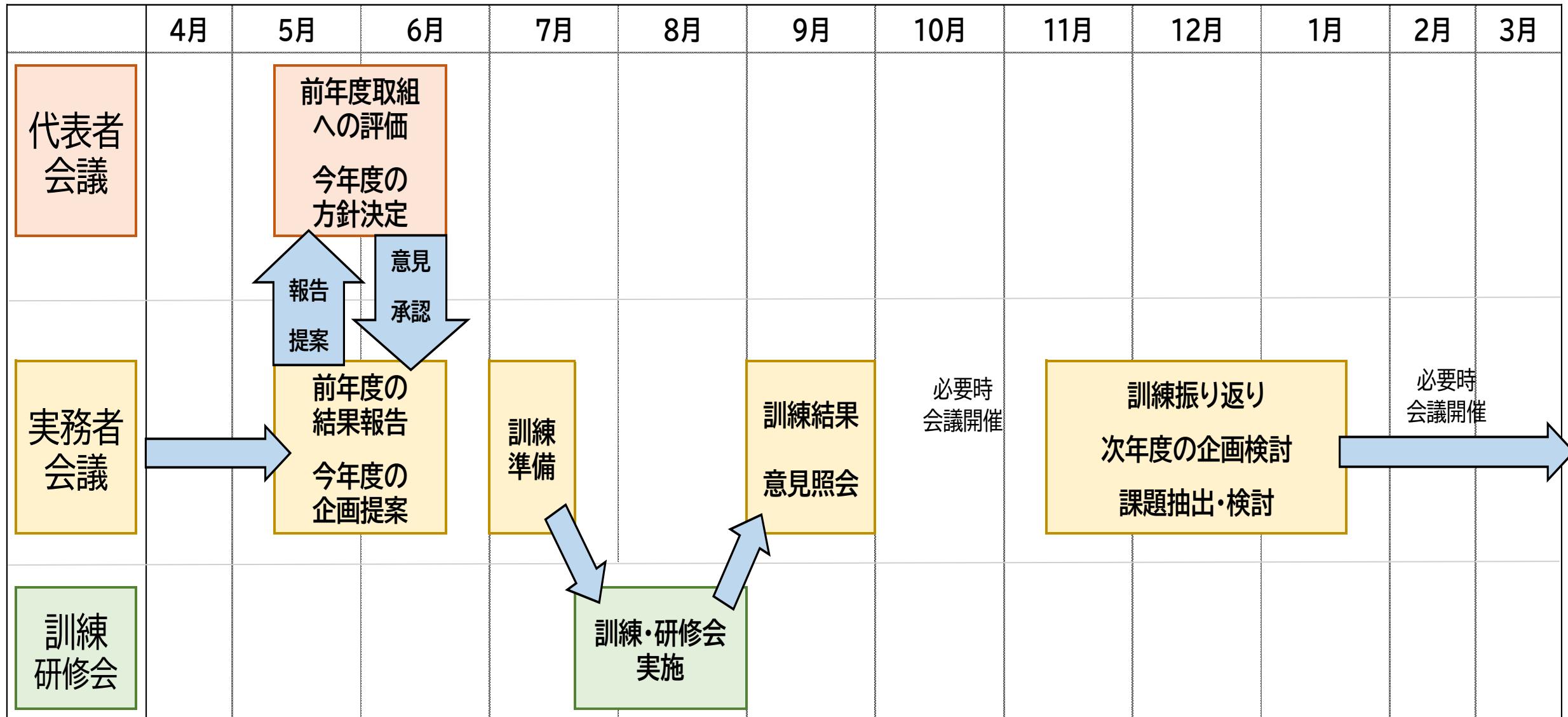
- ・感染症の発生の予防及びまん延の防止を図る体制の整備
- ・速やかにかつ継続して必要な医療支援等を提供できる体制の整備及び確認
- ・迅速かつ適確に対応できる健康危機管理体制の整備及び確認
- ・それらに係る訓練及び研修会等の計画及び実施



【役割】地域の感染症体制の整備等に係る検討、訓練及び研修会の計画及び実施

※実施のために、定例の実務者会議の他に参集範囲を限定した打ち合わせ等も実施

# 県北地域感染症対策連絡会議の年間スケジュール(案)



## 議題1

### 県北地域の感染症対策・体制について

#### ○検討事項の整理

# 継続的に検討、構築していく県北地域の感染症対策・体制

分野・領域	検討事項、内容
対策全般 地域全体の体制	<ul style="list-style-type: none"><li>県北地域感染症対策連絡会議を設置し、新興感染症発生時等には地域の方針決定および情報共有などの機能、平時には感染症対応力向上や連携の取組支援などの機能が発揮できるよう運営する</li><li>ただし、法や計画では新興感染症等の感染力・感染経路・発生規模などは具体的・詳細に想定されないため各対策をあらかじめ詳細に決定しておくのは難しいこと、状況により柔軟に対応できる対応力・体制こそ重要であることを認識しながら検討する</li><li>医療措置協定の実効性を高めるために必要な取組</li></ul>
自組織・機関での 対応力向上	<ul style="list-style-type: none"><li>高齢者施設等が、「とちぎ感染症対応力強化プロジェクト」を活用するなどして、対応力向上を図っていくことが必要</li></ul>
他組織・機関との連携	<ul style="list-style-type: none"><li>医療措置協定等により各機関の役割や対応方針の決定を支援し、情報共有や訓練等を通じ関係機関間の連携を推進する</li></ul>
入院・病床確保*	<ul style="list-style-type: none"><li>確保病床使用のための共通認識やルール</li><li>病床確保・利用に関する情報共有のあり方</li><li>重症患者の入院受入について、地域の方針や体制</li></ul>
発熱外来・検査*	<ul style="list-style-type: none"><li>発熱外来での対応の方針、ルール、対応状況の情報共有のあり方</li><li>受診に関する周知事項の内容や方法</li></ul>
自宅療養者への支援*	<ul style="list-style-type: none"><li>自宅療養者等への訪問診療体制の確保(役割分担、地区担当制等について)</li><li>療養者の相談先の確保</li></ul>
後方支援*	<ul style="list-style-type: none"><li>後方支援医療機関の活用方針、受け入れのルール</li><li>後方支援の対応状況の情報共有のあり方</li></ul>
医療人材確保・派遣*	<ul style="list-style-type: none"><li>人材派遣医療機関と入院受入医療機関の役割分担、依頼と派遣のルール</li><li>施設クラスター予防のための施設の感染症対応力強化</li></ul>

\*) 主に、栃木県感染症予防計画に定める新興感染症に関するもの

## 入院

- 平時
- ・平時の際は、医療措置協定等により各機関の役割や対応方針の決定を支援し、情報共有や訓練等を通じ関係機関間の連携を推進

- ・感染症対応力向上や連携の取組支援などの機能
- ・高齢者施設等が、「とちぎ感染症対応力強化プロジェクト」を活用するなどして、対応力向上を図っていくことが必要
- ・施設クラスター予防のための施設の感染症対応力強化

- ・確保病床使用のための共通認識やルール
- ・病床確保・利用に関する情報共有のあり方
- ・重症患者の入院受入について、地域の方針や体制

- ・後方支援医療機関の活用方針、受け入れのルール
- ・後方支援の対応状況の情報共有のあり方
- ・人材派遣医療機関と入院受入医療機関の役割分担、依頼と派遣のルール

- ・有事の際の地域の方針決定および情報共有

- 有事
- ・発熱外来での対応の方針、ルール、対応状況の情報共有のあり方

- ・受診に関する周知事項の内容や方法

- ・自宅療養者等への訪問診療体制の確保（役割分担、地区担当制等について）
- ・療養者の相談先の確保

## 外来

# 今年度取り組んだ課題

## 入院

- 平時
- ・平時の際は、医療措置協定等により各機関の役割や対応方針の決定を支援し、情報共有や訓練等を通じ関係機関間の連携を推進

### R6(2024)年度

- ・感染症対応力向上や連携の取組支援などの機能
- ・高齢者施設等が、「とちぎ感染症対応力強化プロジェクト」を活用するなどして、対応力向上を図っていくことが必要
- ・施設クラスター予防のための施設の感染症対応力強化

- 有事
- ・確保病床使用のための共通認識やルール
  - ・病床確保・利用に関する情報共有のあり方
  - ・重症患者の入院受入について、地域の方針や体制

- ・後方支援医療機関の活用方針、受け入れのルール
- ・後方支援の対応状況の情報共有のあり方
- ・人材派遣医療機関と入院受入医療機関の役割分担、依頼と派遣のルール

- ・有事の際の地域の方針決定および情報共有

- 外来
- ・発熱外来での対応の方針、ルール、対応状況の情報共有のあり方
  - ・受診に関する周知事項の内容や方法
  - ・自宅療養者等への訪問診療体制の確保（役割分担、地区担当制等について）
  - ・療養者の相談先の確保

## 入院

- ・確保病床使用のための共通認識やルール
- ・病床確保・利用に関する情報共有のあり方
- ・重症患者の入院受入について、地域の方針や体制

- ・後方支援医療機関の活用方針、受け入れのルール
- ・後方支援の対応状況の情報共有のあり方
- ・人材派遣医療機関と入院受入医療機関の役割分担、依頼と派遣のルール

- ・有事の際の地域の方針決定および情報共有

- ・発熱外来での対応の方針、ルール、対応状況の情報共有のあり方
- ・受診に関する周知事項の内容や方法
- ・自宅療養者等への訪問診療体制の確保（役割分担、地区担当制等について）
- ・療養者の相談先の確保

平時

- ・平時の際は、医療措置協定等により各機関の役割や対応方針の決定を支援し、情報共有や訓練等を通じ関係機関間の連携を推進

- ・感染症対応力向上や連携の取組支援などの機能
- ・高齢者施設等が、「とちぎ感染症対応力強化プロジェクト」を活用するなどして、対応力向上を図っていくことが必要
- ・施設クラスター予防のための施設の感染症対応力強化

## 外来

有事

# フェーズごとに必要となる地域の感染症対策・体制のテーマ

	平時 / 未発生期	海外発生期	国内感染発生早期	流行初期	流行初期以降
全般的なこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療措置協定等により各機関の役割や対応方針の決定を支援し、情報共有や訓練等を通じ関係機関間の連携を推進</li> </ul>				
入院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確保病床使用のための共通認識やルール</li> <li>・病床確保・利用に関する情報共有のあり方</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後方支援の対応状況の情報共有のあり方</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・有事の際の地域の方針決定及び情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重症患者の入院受入について、地域の方針や体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後方支援医療機関の活用方針、受入のルール</li> <li>・人材派遣医療機関と入院受入医療機関の役割分担、依頼と派遣のルール</li> </ul>
外来等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対応力向上や連携の取組支援などの機能</li> <li>・高齢者施設等が「とちぎ感染症対応力強化プロジェクト」を活用するなどして、対応力向上を図っていく</li> <li>・施設クラスター予防のための施設の感染症対応力強化</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱外来での対応の方針、ルール、対応状況の情報共有のあり方</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診に関する周知事項の内容や方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅療養者等への訪問診療体制の確保(役割分担、地区担当制等について)</li> <li>・療養者の相談先の確保</li> </ul>

# 御意見をいただきたいこと

## 【今後、意見照会予定】

- ・情報共有のあり方について  
情報共有するべき内容、活用できる手段、方法は何か。
- ・確保病床について  
病床使用のためのルールはどのようなものが必要か。

## 議題2

来年度の計画(訓練、研修会等)

# 【前回、合同会議開催時に御回答いただいたアンケート結果】

会議	医師会	関係機関への連絡体制の確立が課題
	医療機関	関係機関との情報共有（耐性菌検出状況等の共有が必要） 代表的な施設での目線あわせ（県、保健所、病院、クリニック、消防、警察など）の会議や研修会が行われると良い
	その他の機関	関係機関との情報共有（救急受入体制の共有）
訓練・研修会	医師会	県で行う研修等については、感染対策向上加算に必要な研修会・訓練となると良い 研修会はWEBで夕方からお願いしたい
	医療機関	新興感染症訓練を県北地域として実施して欲しい 感染対策向上加算の訓練と見なされると参加率も上がり、施設の負担も減る コロナ診療に対する温度差をなくすような研修会企画 継続可能な診療・搬送・受け入れ訓練の企画と実施
	その他の機関	新興感染症発生時の救急車養生等の訓練 傷病者搬送・受け入れ・収容訓練等

# 感染症対策のために行う訓練について

保健所で行う訓練  
当会議を活用した訓練

医療機関が  
感染対策向上加算の  
施設基準で行う訓練

地域の関係機関の連携体制を  
構築するための訓練

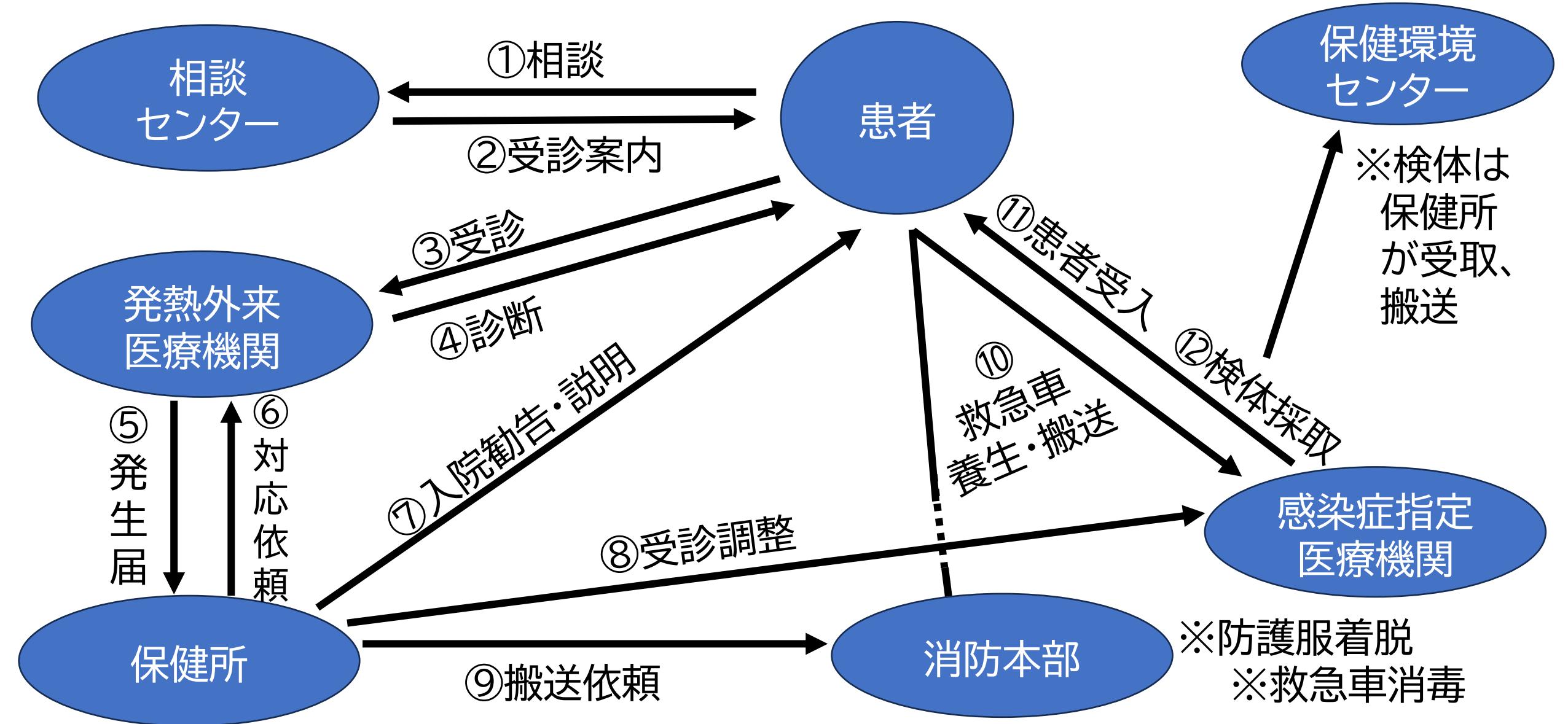
医療機関だけでなく、  
地域の他の関係機関も  
参加する訓練

院内の人材育成や、連携医療機関間  
の連携体制を構築するための訓練

※新興感染症患者等を受け入れることを  
想定した基本的な感染症対策に係る訓練。  
例えば、個人防護具の着脱の訓練が該当。

※令和4年3月31日厚労省事務連絡  
「疑義解釈資料の送付について(その1)」より

## 新興感染症発生時に想定される対応フローイメージ（流行初期）



注 ※ 流行初期とそれ以降については、都道府県等による移送のほか、民間移送会社及び消防機関の移送協力により医療機関への移送(厚労省案) <https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/001224788.pdf>

## 情報提供

栃木県新型インフルエンザ等  
対策行動計画案について

# 栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定スケジュールについて

令和6年12月 2日

医療対策推進委員会開催

12月 5日

有識者会議開催

12月 末

パブリックコメント、市町長意見照会

令和7年2月or3月

栃木県新型インフルエンザ等対策有識者会議

3月末

栃木県新型インフルエンザ等対策会議

県HP「新型インフルエンザ」で検索し、計画案を御確認ください。